

行政コスト計算財務書類の概要

1. 行政コストの概要

医薬品機構の単独ベースの行政コストは、救済給付勘定が25億円、研究振興勘定が21億円、開発振興勘定が93億円、調査等勘定が5億円で総額は146億円となります。

機構の出資事業における子会社等を含めた連結ベースの行政コストは、研究振興勘定が21億円となるほかは各勘定とも単独ベースと同じであり、総額は145億円となります。

これら行政コストは、基礎研究推進事業、出融資事業及び希少疾病医薬品等開発振興事業による医薬品等の研究開発に係るものが殆どであり、その他では医薬品の副作用による健康被害者に対する救済給付事業に係るものが主なものとなっています。（事業の概要は、「業務のご案内」の各事業のページをご覧下さい。）

2. 機構本決算の財務諸表と民間企業仮定貸借対照表等との比較

民間企業仮定貸借対照表等は、企業会計原則に準拠して作成しています。

一方、機構本決算の貸借対照表は、「特殊法人等会計処理基準」に基づいて作成されています。

機構の出資事業における子会社等の株式の評価については、本決算では、取得原価で評価していますが、民間企業仮定貸借対照表では、子会社等の欠損金が累積しているものについて、減損処理を行っているため、研究振興勘定において、累積欠損金273億円、当期損失金17億円を計上しています。

3. 欠損金の発生理由

欠損金の発生は、基礎研究推進事業及び出資事業によるものであり、これらは国からの出資金を医薬品等の開発に必要な研究に充てているため、毎年度の研究費が会計処理上欠損金として計上されている（基礎研究推進事業については平成14事業年度からその財源を出資金から補助金へ変更しているため、損益が生じない仕組みとなっている）ことによるものであり、財政基盤の不健全性を反映するものではありません。なお、毎年度の研究費の支出は、保健医療の向上に不可欠な医薬品等の技術の向上につながるものであり、有形無形の資産として将来国民が利益を享受し得るものです。